┃01 社員に対する教育・啓発・訓練を行う

251 災害時に地区の業務継続に貢献するビルを地区として「エリア防災ビル」に認定

取組主体【掲載年】

法人番号

事業者の種類【業種】

尾施地域

一般社団法人大手町・丸の内・有楽町地区まちづくり協議会【平成28年】

2010005018381

その他防災関連事業者【複合サービス事業】

東京都

- 一般社団法人大手町・丸の内・有楽町地区まちづくり協議会では、「エリア防災ビル」の整備の推進 に取り組んでいる。
- ビルの建替え等に際し、周辺エリアに防災上の貢献をするビルの事業計画に対する審査により「エリア防災ビル」に認定している。
- ビル単体での高い防災機能を備えていることはもちろん、帰宅困難者の受入れや、電力・水・熱の供給等により、広範囲の防災性能向上と地域貢献の役割を担うエリア防災ビルに認定する制度である。同協議会が学識経験者、行政も参加した審査会を組成して審査を実施している。
- 同協議会では、今後、街区ごとの防災的課題に応じた機能を導入するビル(例 特に大量の電気を要する街区で大型非常用発電機を設ける、大量の帰宅困難者を受入れる、帰宅困難者支援のために大型貯水槽を設けるなど)を開発する事業者に対しては、特別に開発上のインセンティブを付与するなどの対策についても検討している。